

令和2年度 地域企業イノベーション支援事業 審査基準

1. 適格性審査 ※いずれかが不適の場合は不採択

審査項目	審査内容
1 事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・日本に拠点を有していること。 ・本事業に関する委託契約を経済産業局と直接締結できる法人であること。 ・本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。 ・本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。 ・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。 ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。 ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。 ・適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
2 事業の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が、事業目的及び内容の要件を満たしていること。 (例) 広域型の申請内容が、3以上の地域ブロックの企業を対象に事業を行うものとなっているか

2. 内容審査

審査項目	審査内容
1 新規事業開発の主体想定の的確さ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする地域、産業、企業規模等の明確さと、絞り込みの合理性 ・支援対象企業の分母となる企業数の定量的把握 ・支援対象候補とする企業の現状把握の深さ ・支援対象候補とする企業選定の的確性
2 地域における産業振興の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象となる地域、産業の現在及び将来の状況及び市場規模に関する検討の熟度 ・支援対象とする新規事業創出の、当該地域の産業振興における優先度の高さ
3 支援対象企業群	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象候補の企業群に下記いずれかの企業が含まれる場合は、加点する。 ・地域未来牽引企業 ・地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者
4 新規事業開発の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・開発を支援する新規事業の具体性と実現可能性の検討の熟度 ・当該事業の市場分析の熟度 ・新規事業が従業者一人当たり付加価値額を向上させるロジックの熟度 ・従業者一人当たり付加価値額の改善見込みに関する検討の熟度 ・国内外のライバルに対する優位性の検討の熟度 ・競合製品・サービスに対する優位性の検討の熟度 ・地域企業の新規事業による地域経済への波及効果の見込みの検討の熟度
5 新規事業開発プロセス等に関する理解	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業開発の開始から黒字化までの基本プロセスとリードタイムの具体性 ・各プロセスで企業が直面する本質的課題の特定状況 ・支援対象候補企業が位置するプロセスの把握の有無
6 予算による事業開発支援の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットとする事業開発フェーズへの支援の必要性 ・期待される支援の有効性と効率性 ・支援の有効性等に係る測定指標の妥当性と測定可能性
7 地域の支援体制上の役割分担等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業開発の各プロセスに係る支援機関情報の整理の的確性 ・地域に数ある支援機関の中で、申請機関が本事業でターゲットとする事業開発フェーズを支援する機関となる合理性 ・他支援機関との連携内容の具体性と有効性
8 承認連携支援計画等	<p>申請内容が下記2タイプの要件のいずれかを満たす場合は、加点する。</p> <p><タイプ1> 地域未来投資促進法の連携支援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業管理機関が連携支援計画の地域経済牽引支援機関に位置づけられている ・連携支援計画と事業の内容が合致している <p>(注) 広域型については、事業管理機関の地方で上記の条件が満たされているかにより判断</p> <p><タイプ2> 地域オープンイノベーション拠点の選抜制度 (※)</p> <p>※産業技術環境局大学連携推進室が実施する大学等を中心とした産学連携拠点を選抜する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業管理機関が、地域オープンイノベーション拠点選抜に出願している ・選抜申請内容が、本予算の事業内容と強く関連し、事業実施上重要な要素の証明になっている ・本事業の採択審査終了までに、事業管理機関が拠点として選抜されている
9 地域の支援体制構築及び自立的運営の見通し等	<ul style="list-style-type: none"> ・予算を通じた支援体制構築・強化の有益性 ・支援機関としての能力評価指標及び目標値の明確性及び妥当性 ・地域企業の支援体制を国からの一時的な財政支援に頼らず自立的に維持・発展させる手法の検討の熟度と実現状況 ・新規事業開発支援からの撤退基準の明確性と妥当性
10 事業全体の完成度	<ul style="list-style-type: none"> ・リソース配分等、目標達成に向けた全体的な事業設計の巧拙 ・提案全体の目標の高さと実現可能性のバランスの良さ

3. 事業実施体制等に関する審査

審査項目	審査内容
1 支援人材の能力、実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・支援人材が、事業管理機関が実施する支援に有益な資格又は学位を有しているか ・支援人材が、事業管理機関が実施する支援に有益な経験を有しているか ・支援人材が、企業の新規事業開発の支援に必要な人的ネットワークを有しているか
2 事業管理機関の財政基盤等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか
3 事業管理機関の事業体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか ・要員数、体制、役割分担が明確か ・適切な情報管理体制が確保されているか ・経産省からの要望に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか
4 事業管理機関の知見等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業管理機関として、申請内容に有益な知見、他機関等とのネットワークを蓄積しているか
5 事業管理機関のワーク・ライフ・バランス推進状況	<p>事業管理機関がワーク・ライフ・バランス等推進機関であるか。複数の項目に該当する申請については、最高点の項目に基づき加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） 1, 2段階目 ※1 3段階目 行動計画 ※2 <p>※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） くるみん（旧基準・新基準とも） プラチナくるみん ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ユースエール認定